

組合の事務処理のお知らせ

(休眠組合の整理)

中小企業等協同組合法第106条第2項、中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項及び同法第69条第3項の規定に基づく休眠組合の整理については3年に1回実施されています。前回の平成20年10月1日を基準日として実施してから3年

が経過することに伴い、今後、休眠組合の整理が行われる予定です。組合の事務処理として以下の手続き等が行われていない場合、休眠組合の対象となり、解散命令等の通知がなされる可能性がありますので、忘れずに手続きを行われますようご留意をお願い致します。

(1) 決算関係書類の提出
組合は、通常総会終了後2週間以内に決算関係書類に通常総会議事録を添付して、所管行政庁へ提出しな

ければなりません。この規定は、組合と行政庁との連絡が常に緊密であるようにするために提出義務を課したものであります。(様式1・サイズA4)

(2) 役員変更届の提出
組合における役員の氏名及び住所を記載した書面は、設立認可の際に

提出することとなっているので、その後の変更は、たとえば総会等における役員交替は2週間以内に行政庁に届け出なければならぬとされています。これには代表理事の交替も含まれます。この届出義務に違反したときは、その組合の理事は1万円以下の過料になります。(様式2・サイズA4)

(3) 代表理事の変更登記
代表理事の変更が生じた場合に

は、就任した日から2週間以内に変更の登記が必要となります。この場合、同じ人が再選(重任)されても登記が必要です。

登記を懈怠した場合は過料に処せられる可能性があるにご注意下さい。

詳しくは、中央会担当者にお問い合わせ下さい。

様式1 (協同組合等) 平成 年 月 日

所管行政庁 (奈良県知事殿)

組合住所 (TEL) 名称 代表理事 印

中小企業等協同組合決算関係書類提出書

中小企業等協同組合法第105条の2の規定により、別紙の中小企業等協同組合の決算関係書類を提出します。

※添付書類
1 事業報告書
2 財産目録
3 貸借対照表
4 損益計算書
5 剰余金の処分または損失の処理の方法を記載した書面
6 1から5までの書類を承認した通常総(代)会の議事録(謄本)

提出部数 2部

様式1 (商店街振興組合) 平成 年 月 日

所管行政庁 (奈良県知事殿)

組合住所 (TEL) 名称 代表理事 印

商店街振興組合決算関係書類提出書

商店街振興組合法第82条の規定により、商店街振興組合の決算関係書類を別添のとおり提出します。

※添付書類
1 事業報告書
2 財産目録
3 貸借対照表
4 損益計算書
5 剰余金の処分または損失の処理の方法を記載した書面
6 1から5までの書類を承認した通常総会の議事録(謄本)

提出部数 2部

様式1 (商工組合等) 平成 年 月 日

所管行政庁 (奈良県知事殿)

組合住所 (TEL) 名称 代表理事 印

決算関係書類提出書

中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項(第71条)において準用する中小企業等協同組合法第105条の2の規定により、下記書類を提出します。

※添付書類
1 事業報告書
2 財産目録
3 貸借対照表
4 損益計算書
5 剰余金の処分または損失の処理の方法を記載した書面
6 1から5までの書類を承認した通常総会(通常総代会)の議事録の謄本

提出部数 2部

様式2 (商工組合等) 平成 年 月 日

所管行政庁 (奈良県知事殿)

組合住所 (TEL) 名称 代表理事 印

役員の氏名(住所)変更届出書

役員の氏名(住所)に変更がありましたので、中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(第47条第2項)において準用する中小企業等協同組合法第35条の2の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

※添付書類
1 変更した事項を記載した書面
2 変更の年月日及び理由を記載した書面(役員を選挙(選任)した場合で、再任含む)
3 総(代)会または理事会の議事録(謄本)

提出部数 2部

様式2 (協同組合等) 平成 年 月 日

所管行政庁 (奈良県知事殿)

組合住所 (TEL) 名称 代表理事 印

中小企業等協同組合役員変更届書

中小企業等協同組合法第35条の2の規定により中小企業等協同組合の役員の変更を別紙の変更した事項を記載した書面その他の必要書類を添えて届け出ます。

※添付書類
1 変更した事項を記載した書面
2 変更の年月日及び理由を記載した書面(役員を選挙(選任)した場合で、再任含む)
3 総(代)会または理事会の議事録(謄本)

提出部数 2部